平成２７年（フ）第７７４号
広島市南区段原南２丁目３番19―802号
債務者　川和田晶子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５号
福岡県嘉麻市上山田219番地１
債務者　井上　英之
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４５号
宮崎県串間市大字西方2831番地１　トモエ住宅８
債務者　阿辺山寛子（旧姓伊郷）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第２２号
岩手県釜石市大字平田第２地割25番地33
債務者　遠藤　浩昭
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第３３号
秋田県にかほ市象潟町字冠石下54番地44　サンハイツ入湖ノ澗101号
債務者　園辺　政樹（旧姓室橋）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第９５号
群馬県桐生市相生町２丁目576番地の13
債務者　竹内千賀男
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第９６号
群馬県みどり市大間々町大間々1492番地
債務者　熊谷みゆき
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３６９号
新潟市秋葉区程島105番地20　グリーンハイツ程島１－２号
債務者　知野　　学
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７１号
新潟市北区長場3174番地１
債務者　山川　哲央
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７２号
新潟市中央区女池西１丁目30番７号
債務者　金子　昌弘
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７４号
新潟市西区五十嵐２の町7644番地１
債務者　前田　靖幸
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８５号
新潟市東区宝町３番１号　宝ハイツ203号
債務者　辻　　明
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８６号
新潟市東区宝町３番１号　宝ハイツ203号
債務者　辻　　澄子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８３号
長野県下伊那郡高森町山吹4666番地　町営住宅５号
債務者　近藤　勝美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１６０２号
愛知県豊明市大久伝町南７番地９　アビタシオン豊明107号、従前の住所愛知県瀬戸市中品野町32番地の２　サンハイツ・ナカ207
債務者　中村　五月
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４３号
愛知県愛西市渕高町八畝割16番地　ハーベストコート102号室
債務者　佐藤由美惠
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５１号
三重県鈴鹿市東旭が丘３丁目８番１号　サーパス東旭が丘ウエストスクエア205号
債務者　森下やよい
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
津地方裁判所破産係